総合特別区域評価・調査検討会における評価結果［グリーン・イノベーション］　平成25年度

畜産バイオマスの高効率エネルギー利用、炭化・灰化利用による環境調和型畜産振興特区［指定：平成23年12月、認定：平成24年6月］

正

準

正：平成25年3月末までに計画が認定された地区／準：平成25年3月末時点では計画が認定されていない地区

Ⅰ 目標に向けた取組の進捗に関する評価

ⅰ)＋ⅱ)の平均値　(3.9＋3.0)／2＝3.5　**B**

ⅰ)取組の進捗（下記より該当するものを選択）

☑ 目標値に対する実績に基づく進捗度（当年度実績）

進捗
A（5点）
B（4点）
C（3点）
D（2点）
E（1点）

番号	評価指標	進捗度
1	低温ガス化装置の実用化（家畜排せつ物のエネルギー利用量）	定性評価
2	超省エネルギー炭化・灰化装置の実用化（鶏糞の炭化物・灰化物利用量）	A

☐ 代替指標に基づく進捗度（当年度実績）

進捗
A（5点）
B（4点）
C（3点）
D（2点）
E（1点）

番号	評価指標	進捗度

☑ 当初目標に対する取組の定性的な事業進捗（専門家評点）

進捗
A（5点）
B（4点）
C（3点）
D（2点）
E（1点）

番号	評価指標	専門家評価
1	低温ガス化装置の実用化（家畜排せつ物のエネルギー利用量）	C

評価指標毎の進捗の評価の平均値　(5×1＋4×0＋3×1＋2×0＋1×0)／2＝4.0　①…4.0

■ 地方公共団体による特記事項

平成25年度に完了した10t／日規模の実証試験は、平成24年度の補助事業を活用したものであるが、この補助金の交付手続きについては、特例公債法案の成立が遅れ、国の予算の執行停止措置がとられ、事務手続きが遅れたため、実施が遅れた。この措置が無ければ、平成24年度中に実証試験が完了し、目標は予定どおり達成されていた。

■ 専門家考慮事項（妥当性）　目標設定の考え方、数値目標の根拠又は計画の進行管理の方法等、各事業の連携効果

（専門家所見（主なもの））
・「低温ガス化装置の実用化」については、26年度に実証試験ができるよう万全の取り組みが必要である一方、25年度に資金確保が困難であったことを踏まえると、26年度に事業実施を見通すことのできる根拠を明確にすることが必要である。
・「超省エネルギー炭化・灰化装置の実用化」については、実証試験は順調に行われている。

考慮事項から、目標設定の考え方等が特に優れている：+1、妥当である：±0、改善の余地がある：−1とし、加点又は減点する　②…−0.1

ⅰ)の評価　①＋②　**3.9**

※目標値に対する実績値及び代替目標値に係る評価の例
・本特区の目標値（代替指標を含む）に対する各評価指標の評価を合計し、平均値を算出することにより評価とする。
（評価指標1の評価D、2の評価D、3の評価D、4の評価Cの場合、(2＋2＋2＋3)／4＝2.25　四捨五入で「2.3」とする。）
・「当初目標に対する取組の定性的な事業進捗（専門家評点）」の評価については、数値目標の達成に向けた取組の状況について定性的に評価する。
・各評価指標に複数の数値目標がある場合、各数値目標の評価を寄与度に応じて加重平均したものとする。
（例）評価指標1について、a、b、cという3つの数値指標があり、各数値指標の進捗度および寄与度がa：C20%、b：C10%、c：D70%の場合、3×0.2＋3×0.1＋2×0.7＝2.3 四捨五入で「2」であるため、評価指標1の評価は「D」となる。

ⅱ）今後の取組の方向性

方向性
A（5点）
B（4点）
C（3点）
D（2点）
E（1点）

番号	評価指標	専門家評価
1	低温ガス化装置の実用化（家畜排せつ物のエネルギー利用量）	C
2	超省エネルギー炭化・灰化装置の実用化（鶏糞の炭化物・灰化物利用量）	C

（専門家所見（主なもの））

・「低温ガス化装置の実用化」については、国の財政支援が実現できなかった要因の分析とともに、他の資金調達など進捗に向けた提案が求められる。

・「超省エネルギー炭化・灰化装置の実用化」については、鶏糞処理後の化成肥料としての販路の検討は行われているが、施設の設置場所の確保等が明らかではなく、事業化に向けての検討が不十分であると思われる。

ⅱ）の評価

評価指標毎の評価の平均値　（5×0＋4×0＋3×2＋2×0＋1×0）／2＝3.0　3.0

Ⅱ 支援措置の活用と地域独自の取組の状況（A～E）

ｉ）＋ⅱ）の平均値　　(3.2+3.5)／2＝3.4　　C

ｉ）-① 規制の特例措置を活用した事業等の評価

[■規制の特例措置を活用した事業の実績及び評価]
●地域活性化特別区域畜産バイオマス高効率エネルギー利用事業（経産BOO2）
（概要）
・当事業は低温ガス化装置実証試験事業であり、実証試験に関わる事業者と具体的な実施内容を調整し、システム全体の構築、実施場所の確保は終了しており、H26には実施できる見込みである。また、規制緩和の要件として、保安が確保される仕組みの構築が求められているため、「群馬県小規模内燃力発電設備安全評価委員会」を設置した。
（規制所管府省（経済産業省）の評価）
・特例措置の効果が認められる。
＜特記事項＞　特になし。

（専門家所見（主なもの））
・規制緩和により、電気主任技術者の選任、保安規程の届出が不要となり、今回の実証試験に活かされている。　3.3

ｉ）-② 財政・税制・金融支援の活用実績の評価

（専門家所見（主なもの））
・財政支援として総合特区推進調整費を活用するなど、適用可能な支援措置を活用している。　3.0

ｉ）-① ＋ ｉ）-② の平均値（注）　(3.3＋3.0)/2＝3.2　3.2

ⅱ）地域独自の取組の状況の評価

（専門家所見（主なもの））
・畜産経営環境周辺整備支援事業、ぐんま新技術・新製品開発推進補助金、環境・エネルギー推進事業費補助金など、特区の推進に群馬県の補助が役立っている。　3.5

Ⅲ 現地調査時の指摘事項及び対応状況

（専門家所見（主なもの））
・「低温ガス化技術の事業化」に向けては、廃棄物の回収受け入れとともに、生成ガスの熱電利用のシステムを構築することも必要であり、事業化の社会システムの準備について丁寧な進捗管理が必要との指摘に対して、準備手続き等にとどまっている印象が強い。
・低温ガス化技術について環境省（農林水産省連携事業）の「地域循環型バイオガスシステム構築モデル事業」の活用を記載しているが、本事業ではFITの適用はできないルールになっているはずなので、その場合、再度採算見通しを検討する必要があるのではないか。

Ⅳ 総合評価（Ⅰ～Ⅲ）　(3.5+3.4)/2-0.50＝3.0

「Ⅰ＋Ⅱの平均値」に「Ⅲ及び地方公共団体による総合評価の状況（評価書7）」を加味して算出

（専門家所見（主なもの））

・低温ガス化技術等の技術開発は終了しており、事業化に向けて具体化する段階にあるが、着実に事業化できるのか、進行管理が不透明である。
・最終年度に向け、数値目標達成時の具体的なシステムの姿を、原料収集、エネルギー利用も含めて描いておく必要がある。

このため、Ⅰ及びⅡの平均値（3.45）に上記所見を加味（-0.50）し、総合評価結果をC（3.0）とする。

C

（注）ｉ）-①、ｉ）-②のいずれかに該当がない場合は「―」とし、他の項目の点数をｉ）の点数とする。